

「個別避難計画」 をつくりましょう

災害時、あなたや大切な人は
どうやって避難しますか？

問合せ／福祉総務課 ☎0545-55-2840 ☎0545-52-2290 Efu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp
防災危機管理課 ☎0545-55-2715 ☎0545-51-2040 Ebousai@div.city.fuji.shizuoka.jp

個別避難計画とは

風水害が発生したときや、発生するおそれがあるときに、災害時に自ら避難することが難しい人（避難行動要支援者）が安全に避難できるよう、あらかじめ避難先や支援者、避難方法を決めておく計画です。

※「富士市地域防災計画」において、自力での避難が難しく、支援を必要とする人を避難行動要支援者と定め、名簿で管理しています。その名簿を「避難行動要支援者名簿」と言います。

計画作成の対象となる人

- 1 寝たきり、認知症高齢者
 - 2 要介護認定者（要介護3・5）
 - 3 身体障害者1・2級（内
部障害については呼吸器機能のみ）
 - 4 知的障害者（療育手帳A・B所持者）
 - 5 精神障害者1・2級
- ※①～⑤以外の人でも、本人や家族などの希望により、計画作成の対象となります。

名簿の外部提供への 同意にご協力を

市では、対象となる人の同意を得た上で、町内会・区・民生委員、地域包括支援センターなどの避難支援等関係者に同意者名簿として、情報を提供しています。

平時からの見守りや、個別避難計画を円滑に作成するために大切な仕組みです。ご理解とご協力をお願いします。

計画を作る上で 大切なこと

本人だけでなく、家族や地域の支援者も協力して一緒に考えることが大切です。

本人が計画作成を希望している場合はもちろん、家族や地域の人が「いざというときの避難が心配」と感じたときは、まずはご相談ください。



▲個別避難計画様式

個別避難計画作成の手引き

市では、個別避難計画を作成する上で、様々な悩みや疑問を抱える市民の皆さんに向けて、「地域主体ですめる個別避難計画の作成手引き」を作成し、市ウェブサイトで公開しています。

各地区において、地域で要配慮者支援に取り組む際のガイドラインとして、ぜひ、ご活用ください。

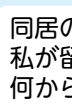
個別避難計画作成に向けた具体的な進め方や不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

福祉と防災が一体となって要配慮者支援を進めます。

例えばこんなことで悩んでいませんか？



隣に住んでいるおばあちゃん。
避難するときのために何かしてあげられることないかな？



同居の母は高齢で寝たきり。
私が留守の間に災害が起きたらどうしよう。
何から準備すべきなの？

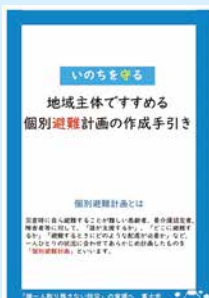


車椅子を使って生活している知り合いは、
どのタイミングで避難すればよいのかな？

大切な命を守るために、
もしもに備えて、
個別避難計画をつくりましょう！



▲個別避難計画の作成手引き



▲「個別避難計画の作成手引き」表紙